

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により指定区域を指定する件	六	○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	六
○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	六	○あつせん員候補者として委嘱した件	七
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	六	福島県内水面漁場管理委員会	六
○漁業法により遊漁規則の変更を認可する件二件	六	○この持ち出し等について指示する件	六
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件	六	○この持ち出しの禁止に係る指定水域の範囲を定める件	六
○特定非営利活動法人の設立の認証	六	○平成二十三年度目標増殖量を定める件	六

## 告 示

### 福島県告示第百六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、同項の指定区域として次の区域を指定する。この指定に係る関係図面は、福島県生活環境部環境保全総室一般廃棄物課、福島県相双地方振興局環境部環境課及び飯舘村住民課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月四日

### 福島県告示第百七号

- 一 指定する区域  
相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢五七〇番地の一部
- 二 指定する区域の埋立地の区分  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十二条の三十一第二号に規定する埋立地

(一般廃棄物課)

福島県知事 佐藤 雄平

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成二十三年三月四日から同年七月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び本宮市産業建設部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月四日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)ヨークベニマル本宮店 福島県本宮市本宮字館町四十五番地二ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - 1 大規模小売店舗を設置する者
 

名称	株式会社ヨークベニマル
代表者の氏名	代表取締役 大高 善興
住所	福島県郡山市朝日二丁目十八番二号
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 

名称	株式会社ヨークベニマル
代表者の氏名	代表取締役 大高 善興
住所	福島県郡山市朝日二丁目十八番二号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十三年十月十五日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千七百平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 収容台数 百二十三台
  - 2 駐輪場の位置及び収容台数
    - (一) 位置 別紙図面のとおり
    - (二) 収容台数 五十台

3 荷さばき施設の位置及び面積

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 面積 九十一平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(一) 位置 別紙図面のとおり

(二) 容量 十三立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(一) 開店時刻 午前九時

(二) 閉店時刻 午後九時五十分

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十時まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(一) 数 三か所

(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

七 届出年月日

平成二十三年二月十四日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第百八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十三年三月四日から同年七月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市産業部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年三月四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロククタウン須賀川 福島県須賀川市仲の町八十四番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 中央三井信託銀行株式会社

不動産投資顧問部長 高見 幸成

(変更後) 中央三井信託銀行株式会社

代表取締役社長 奥野 順

三 変更した年月日

平成二十二年二月一日

届出年月日

平成二十三年二月二十二日

届出をした者

中央三井信託銀行株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第百九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百九条第三項の規定により、檜原漁業協同組合内共第十五号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について平成二十三年二月十八日次のとおり認可した。

平成二十三年三月四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 漁業権者の名称及び住所

檜原漁業協同組合 耶麻郡北塩原村大字松原字剣ヶ峯一〇九三番地

二 漁業権の免許番号 内共第十五号(小野川湖)

三 変更の内容

第三条に次の一項を加えた。

2 危険の防止又は漁場の取締りのため、日没から日の出までの間は、遊漁をしてはならない。

四 変更後の遊漁規則の施行日 平成二十三年三月四日

(水産課)

福島県告示第百十号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百九条第三項の規定により、檜原漁業協同組合内共第十六号第五種共同漁業権遊漁規則の変更について平成二十三年二月十八日次のとおり認可した。

平成二十三年三月四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 漁業権者の名称及び住所

檜原漁業協同組合 耶麻郡北塩原村大字松原字剣ヶ峯一〇九三番地

二 漁業権の免許番号 内共第十六号(檜原湖)

三 変更の内容

第三条に次の一項を加えた。

2 危険の防止又は漁場の取締りのため、日没から日の出までの間は、遊漁をしてはならない。

四 変更後の遊漁規則の施行日 平成二十三年三月四日

(水産課)

福島県告示第百一十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六條第一項及び第八條第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十三年三月四日

一 土砂災害警戒区域

福島県知事 佐藤 雄平

区域名	区	域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
西三丁目	いわき市四倉町字西三丁目		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川畑1号	同	市永崎字川畑	急傾斜地の崩壊	
川畑2号	同	市永崎字川畑	急傾斜地の崩壊	
天神前	同	市永崎字天神前	急傾斜地の崩壊	
北口2号	同	市江名字北口	急傾斜地の崩壊	
北口3号	同	市江名字北口	急傾斜地の崩壊	
安竜1号	同	市江名字安竜	急傾斜地の崩壊	
安竜2号	同	市江名字安竜	急傾斜地の崩壊	
数馬	同	市泉町本谷字数馬	急傾斜地の崩壊	
鹿島	同	市鹿島町米田字南内	急傾斜地の崩壊	
久保目	同	市遠野町入遠野字久保目	急傾斜地の崩壊	
秩父山	同	南相馬市小高区片草字秩父山	急傾斜地の崩壊	
風穴	同	市鹿島区小池字宮前	土石流	
地蔵前沢	同	市鹿島区檀原字地蔵前	土石流	

二 土砂災害特別警戒区域

区域名	区	域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
南上ノ原	双葉郡浪江町大字川添字南上ノ原		急傾斜地の崩壊	
南大坂	同	郡同 町大字川添字南大坂	急傾斜地の崩壊	
羽場B	同	郡同 町大字北幾世橋字羽場	急傾斜地の崩壊	
堂前	同	郡同 町大字小野田字堂前	急傾斜地の崩壊	
矢立部の沢	同	郡同 町大字昼曽根字昼曽根	土石流	
菅ノ又	同	郡葛尾村大字落合字菅ノ又	急傾斜地の崩壊	
関下沢1	同	郡同 村大字落合字菅ノ又	土石流	
ユブネ沢	同	郡川内村大字下川内字坂シ	土石流	
深谷沢2	同	相馬郡飯館村深谷字市沢	土石流	
彦平沢1号	同	伊達市霊山町石田字彦平	土石流	
若宮一丁目2号	同	二本松市若宮一丁目	急傾斜地の崩壊	
山根	同	耶麻郡猪苗代町大字蚕養字山根	急傾斜地の崩壊	
西三丁目	いわき市四倉町字西三丁目		急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

菅ノ又	矢立部の沢	堂前	羽場B	南大坂	南上ノ原	風穴	秩父山	久保目	鹿島	数馬	安竜2号	安竜1号	北口3号	北口2号	天神前	川畑2号	川畑1号
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
郡葛尾村大字落合字菅ノ又	郡同 町大字昼曾根字昼曾	郡同 町大字小野田字堂前	郡同 町大字北幾世橋字羽	郡同 町大字川添字南大坂	双葉郡浪江町大字川添字南上ノ原	市鹿島区小池字宮前	南相馬市小高区片草字秩父山	市遠野町入遠野字久保目	市鹿島町米田字南内	市泉町本谷字数馬	市江名字安竜	市江名字安竜	市江名字北口	市江名字北口	市永崎字天神前	市永崎字川畑	市永崎字川畑
急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	土石流	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

山根	山根	山根	山根	山根
関下沢1	同 郡同 村大字落合字菅ノ又	同 郡同 村大字落合字菅ノ又	同 郡同 村大字落合字菅ノ又	同 郡同 村大字落合字菅ノ又
深谷沢2	相馬郡飯館村深谷字市沢	相馬郡飯館村深谷字市沢	相馬郡飯館村深谷字市沢	相馬郡飯館村深谷字市沢
彦平沢1号	伊達市霊山町石田字彦平	伊達市霊山町石田字彦平	伊達市霊山町石田字彦平	伊達市霊山町石田字彦平
若宮一丁目2号	二本松市若宮一丁目	二本松市若宮一丁目	二本松市若宮一丁目	二本松市若宮一丁目
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂 防 課）

公 告

公告第四十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年三月四日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十三年二月二十二日

二 名称

特定非営利活動法人福島まちづくり戦略会議

三 代表者の氏名

岩田 恒典

四 主たる事務所の所在地

福島県喜多方市上三宮町上三宮字籬山六百七十五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、福島県に定住する個人・企業・団体に対して、まちづくり推進、学術・文化・芸術又はスポーツの振興、社会教育の推進、経済活動の活性化、インターネットを駆使した情報化社会の発展に関する事業を行い、福島県内の個人・企業・団体に対して経済的な発展と社会的弱者に対する社会参加の支援に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年三月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年二月二十三日
- 二 名称  
特定非営利活動法人あさひ福祉会
- 三 代表者の氏名  
伊藤 直則
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県北五老内町一番二十一号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、精神障がい者とその家族のよりよい地域生活の実現に向け、精神障がい者とその家族の精神保健及び精神障がい者の福祉に関する事業を行い、共に安心して暮らせる地域社会づくりの実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四十六号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十三年三月四日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年二月二十四日
- 二 名称  
NPO法人地域生活サポートセンター鏡石
- 三 代表者の氏名  
糸井 牧子
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県岩瀬郡鏡石町本町百六十三番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、自閉症を主とする発達障がい児者に対して視覚的支援と物理的構造化を用いた療育的支援に関する事業を行い、能力に応じて自立と就労に向けた技能を獲得し、障がい特性を活かした社会参加を目指すことを目的とする。

(文化振興課)

公告第47号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける流域下水道(県中・田村処理区)維持管理業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。  
平成23年3月4日

福島県中流域下水道建設事務所長 熊田 優 吉

- 1 落札に係る特定業務の名称及び数量  
流域下水道(県中・田村処理区)維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する公所の名称及び所在地  
福島県中流域下水道建設事務所 福島県郡山市日和田町字山ノ井5番地
- 3 落札者を決定した日  
平成23年2月17日
- 4 落札者の氏名及び住所  
ナスコ株式会社 東京都新宿区信濃町34番地
- 5 落札金額  
880,173,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
総合評価一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成22年11月26日

(下水道課)

福島県人事委員会

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十三年三月四日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第一号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則(平成十四年福島県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

「社団法人福島県林業公社(昭和四十二年四月一日に社団法人福島県林業名称で設立された法人をいう。)  
財団法人郡山地域テクノポリス推進機構(昭和六十一年三月一日に財団

別表第一中

域テクノポリス推進機構という名称で設立された法人をいう。)

公社という 「公益財団法人郡山地域テクノポリス推進機構  
公益財団法人福島県産業振興センター  
社団法人福島県林業公社(昭和四十二年四月一日に社団法人福島県林  
業公社と改める。)

業公社という 「財団法人福島県栽培漁業協会(昭和五十五年一月二十三日に財団  
業協会という名称で設立された法人をいう。)  
財団法人福島県産業振興センター(昭和三十三年八月一日に財団  
業振興協会という名称で設立された法人をいう。)

法人福島県栽培漁 「財団法人福島県栽培漁業協会(昭和五十五年一月二十三日に財  
業協会という名称で設立された法人をいう。)

法人福島県中小企 「財団法人福島県栽培漁業協会(昭和五十五年一月二十三日に財  
業協会という名称で設立された法人をいう。)

団法人福島県栽培漁 「財団法人福島県栽培漁業協会(昭和五十五年一月二十三日に財  
業協会という名称で設立された法人をいう。)

一日に財団法人福島県自 「財団法人福島県栽培漁業協会(昭和五十五年一月二十三日に財  
業協会という名称で設立された法人をいう。)

年十一月一日に財団法人 「財団法人福島県栽培漁業協会(昭和五十五年一月二十三日に財  
業協会という名称で設立された法人をいう。)

された法人をいう。 「財団法人福島県栽培漁業協会(昭和五十五年一月二十三日に財  
業協会という名称で設立された法人をいう。)

### 福島県労働委員会

#### 公告第一号

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定により委嘱したあつせ  
ん員候補者は、次のとおりである。

平成二十三年三月四日

福島県労働委員会

会長 本田 哲夫

氏名	現職	前歴	委嘱年月日
伊藤 宏	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済経 営学類教授		平成22年6 月22日
菅家 節子	福島県労働委員会公益委員 公認会計士		同
新開 文雄	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
箱木 禮子	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学名誉教 授	国立大学法人福島大学 経済経営学類教授	同
本田 哲夫	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
石原 浩二	福島県労働委員会労働者委員 東北電力労働組合福島県本部 委員長	日本労働組合総連合会 福島県連合会副事務局長	同
影山 道幸	福島県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会福島県 連合会会長	日本労働組合総連合会 福島県連合会事務局長	同
国分しのぶ	福島県労働委員会労働者委員 電機連合三菱電機労働組合郡 山支部副執行委員長	電機連合三菱電機労働 組合郡山支部執行委員	同
鈴木 三男	福島県労働委員会労働者委員 UIゼンセン同盟福島県支部 長	UIゼンセン同盟埼玉 県支部長	平成23年2 月22日
渡邊いつみ	福島県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会福島県 支部常任	UIゼンセン同盟福島 県支部常任	平成22年6 月22日

唐橋 幸市郎	福島県労働委員会使用者委員 ほまれ酒造株式会社代表取締役社長			同
佐藤 卓也	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会理事	福島県経営者協会連合 会事務局長		同
鈴木 安利	福島県労働委員会使用者委員 いわき経営者協会顧問	株式会社クレハ環境相 談役		同
福井 邦顕	福島県労働委員会使用者委員 日本企業工業株式会社代表取 締役会長	日本企業工業株式会社 代表取締役社長		同
森岡 幸江	福島県労働委員会使用者委員 株式会社辰巳屋代表取締役社 長	株式会社辰巳屋専務取 締役		同
今泉 秀記	福島県労働委員会事務局長	商工労働部政策監		平成22年4 月27日
安藤 徹	福島県労働委員会事務局長次長 兼審査調整課長	いわき地方振興局次長 兼地域連携室副室長		同
長谷川 寛	福島県労働委員会事務局審査 調整課主幹兼副課長	相双教育事務所次長兼 総務社社会教育課長		同
近藤 芳行	福島県東北地方振興局企画商 工部長	原子力安全対策課主幹 兼副課長		同
二瓶 正浩	福島県中地方振興局企画商 工部長	生活環境部主幹兼生活 環境総務課副課長		同
齋藤 弘子	福島県南地方振興局次長兼 地域連携室副室長兼企画商工 部長	国際課長		同

塚原 啓史	福島県会津地方振興局企画商 工部長	労働領域技能振興グルー プ主幹	平成20年4 月22日
小椋 正	福島県南会津地方振興局次長 兼地域連携室副室長兼企画商 工部長	税務課長	平成22年4 月27日
鈴木 文男	福島県相双地方振興局次長兼 企画商工部長	出納局参事兼審査課長	平成21年4 月28日
関根 宏幸	福島県いわき地方振興局次長 兼地域連携室副室長兼企画商 工部長	雇用労政課長	平成22年4 月27日

**福島県内水面漁場管理委員会**

**福島県内水面漁場管理委員会指示第一号**

この持ち出し等について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条  
第一項及び第百三十条第四項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十三年三月四日

福島県内水面漁場管理委員会

会長 長 林 久 夫

一 指示の内容

1 持ち出しの禁止

(一) 公共の用に供する水面及びこれを連接して一体を成す水面（以下「公共用水面  
等」という。）において、こいがコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっ  
ている疑いがあると福島県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が  
認めた場合は、委員会が承認した場合を除き、当該公共用水面等（以下「指定水  
域」という。）に生息するこいを持ち出してはならない。

2 放流の制限

次に掲げる要件のいずれにも該当するこいでなければ、委員会が承認した場合を  
除き、公共用水面等に放流してはならない。ただし、採捕したこいを採捕した公共  
用水面等に再放流する場合は、この限りでない。

- (一) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたこいでないこ  
と。
- (二) コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していた





内共第7号	井出川	木戸川漁業協同組合	—	—	45	—	—	5,600	5,600	—	—	—	—
内共第8号	木戸川	木戸川漁業協同組合	28	—	250	700	—	21,000	24,500	—	—	—	14
内共第9号	夏井川	夏井川漁業協同組合	140	210	250	21,000	—	3,500	56,000	—	—	—	7
内共第10号	鯉川	鯉川漁業協同組合	91	91	900	9,100	—	7,000	28,000	—	—	—	21
内共第11号	阿武隈川	阿武隈川漁業協同組合	2,800	1,050	1,200	140,000	—	39,200	66,500	—	—	700	70
内共第12号	久慈川	久慈川第一漁業協同組合	49	—	750	5,200	4	—	42,000	—	—	—	—
内共第13号	猪苗代湖	猪苗代・秋元非出資漁業協同組合	63	1,050	—	94,900	2	17,500	7,000	—	—	—	35
内共第14号	秋元湖	猪苗代・秋元非出資漁業協同組合	35	35	—	7,000	—	22,400	15,400	—	—	1,470	—
内共第15号	小野川湖	檜原漁業協同組合	28	28	—	3,500	—	8,400	5,600	—	—	700	—
内共第16号	檜原湖	檜原漁業協同組合	210	210	—	42,000	—	37,100	22,400	—	—	5,390	—
内共第17号	阿賀川	西会津地区非出資漁業協同組合	350	350	—	2,600	3	14,700	9,100	—	—	—	—
内共第18号	阿賀川 日橋川	阿賀川非出資漁業協同組合	700	700	855	35,000	—	28,000	14,000	—	—	70	—
内共第19号	大川	会津非出資漁業協同組合	420	280	1,710	6,300	4	35,000	21,000	—	—	70	7
内共第20号	大川	南会東部非出資漁業協同組合	210	—	855	14,000	—	35,700	25,900	—	—	700	—
内共第21号	只見川	只見川漁業協同組合	182	182	126	3,800	1	16,800	10,500	—	—	—	—
内共第22号	沼沢湖	沼沢漁業協同組合	—	—	—	—	—	—	—	—	32,200	—	—
内共第23号	野尻川	野尻川非出資漁業協同組合	—	—	300	4,200	—	11,200	11,200	—	—	—	—
内共第24号	只見川	伊北地区非出資漁業協同組合	140	—	—	7,000	—	24,500	33,600	—	—	1,260	—
内共第25号	伊南川	南会津西部非出資漁業協同組合	—	—	3,500	53,900	—	112,000	42,000	—	—	—	—

内共第26号	檜枝岐川 只見川	檜枝岐村漁業協同組合	—	—	—	700	—	31,500	7,000	—	—	—	—
内共第27号	大鳥湖 奥只見湖 只見川	伊北地区非出資漁業協同組合 檜枝岐村漁業協同組合 魚沼漁業協同組合	210	140	—	8,400	—	23,800	23,800	—	140	—	—
内共第28号	尾瀬沼 沼尻川	檜枝岐村漁業協同組合 利根漁業協同組合	—	—	—	—	—	4,200	2,100	—	—	—	—
合	計		5,964	4,452	11,827	469,500	16	513,800	585,200	32,200	10,640	—	195